



# 島根県報

平成21年10月16日（金）  
号外 第 179 号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県消費者センター条例施行規則 (環境生活総務課) 2

**【告 示】**

島根県消費者センターの公示 (環境生活総務課) 2

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料の一部改正 (建 築 住 宅 課) 3

**【教委規則】**

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 3

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県消費者センター条例施行規則（規則第77号）

## 1 規則の概要

- (1) 島根県消費者センター（以下「センター」という。）の開所時間は、午前8時30分から午後5時までとすることとした。（第2条関係）
- (2) センターの休所日は、次に掲げるとおりとすることとした。（第3条関係）
  - ア 土曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

島根県消費者センター条例施行規則をここに公布する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第77号**

島根県消費者センター条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、島根県消費者センター条例（昭和46年島根県条例第8号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開所時間）

**第2条** 島根県消費者センター（以下「センター」という。）の開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、センターの長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。

（休所日）

**第3条** センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は開所することができる。

（委任）

**第4条** この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示****島根県告示第715号**

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第1項に規定する施設について、同法第10条第3項の規定により告示す

る。

平成21年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施設の名称及び住所

島根県消費者センター

松江市殿町8番地3

2 事務を行う日及び時間

次に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(1) 土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く）

### 島根県告示第716号

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料（平成19年島根県告示第11号）の一部を次のように改正し、平成21年10月16日から施行する。

平成21年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表益田市の項中	仙道団地	1,050円 (105円)	を
	川東団地	— (210円)	

仙道団地	1,050円	に改める。
------	--------	-------

## 教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

島根県教育委員会委員長第一職務代理者 石 井 義 則

### 島根県教育委員会規則第22号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和36年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	松江農林高等学校	松農高	を	松江農林高等学校	松農高	に改める。
	大東高等学校	東高	宍道高等学校		宍高		
	」				大東高等学校	東高	」

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。